

シェアサイクル事業について（令和4年9月から開始）

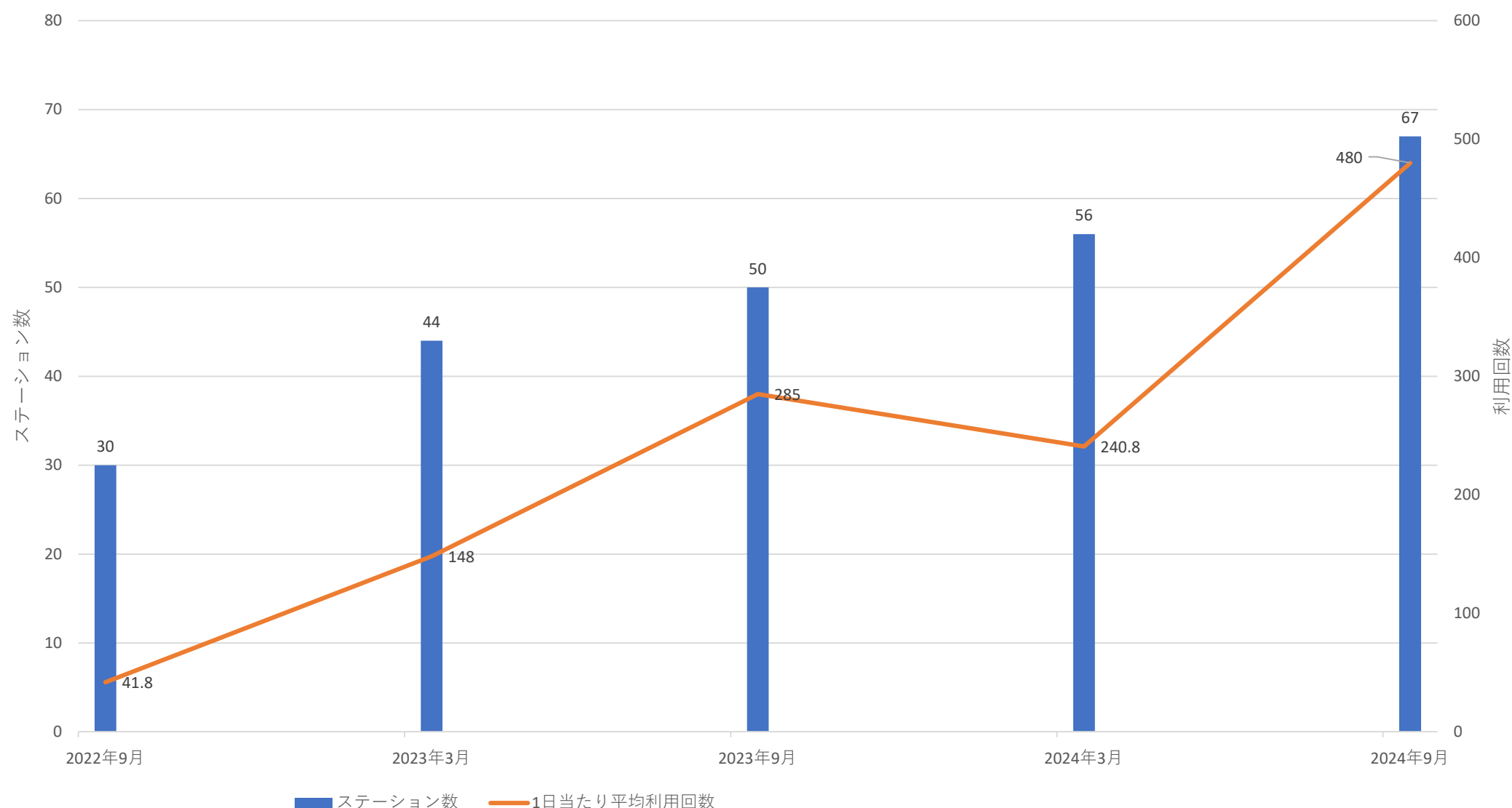
議題(2) 資料

1. シェアサイクル事業の目的

- ・ 利便性の向上（通勤・通学、ビジネスによる移動、公共交通機関の補完）
- ・ 地域の活性化（まちの回遊性向上）
- ・ 環境負荷の低減（自動車利用の抑制、交通渋滞の緩和）
- ・ 健康の増進（運動による健康効果）
- ・ 災害時における交通手段の確保（災害時の移動手段）

2. シェアサイクル事業の状況と今後の方針

シェアサイクルステーション数及び利用状況



【状況】

- ・ 利用回数は冬季に一時的に減少したものの、全体的な利用回数は増加傾向にある。
- ・ ステーションの増加により利便性が向上するとともに、認知度も拡大したと思われる。

【今後の方針】

- ・ 更なるステーション数の増加を進め、利便性の向上等を図る。

市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について

○経緯

令和5年4月1日に道路交通法が改正され、全ての自転車利用者を対象に乗車時におけるヘルメット着用が努力義務化されました。

本市では、これを契機にヘルメット着用促進による交通事故時の被害軽減を目的とした自転車乗車用ヘルメット購入費の一部を補助する事業を令和5年度に開始し、令和5年7月1日から令和6年3月末日までに購入したものを対象に1個あたり2,000円の補助金を交付しました。

今年度も令和6年7月19日から令和7年1月末日までに購入したものを対象に同額の補助金を交付しております。

なお、今年度は「千葉県自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金」を活用しており、年度末までに申請者に支払いが完了していることが条件となるため、対象購入期間が昨年度よりも短くなっています。

○補助金の内容及び実績

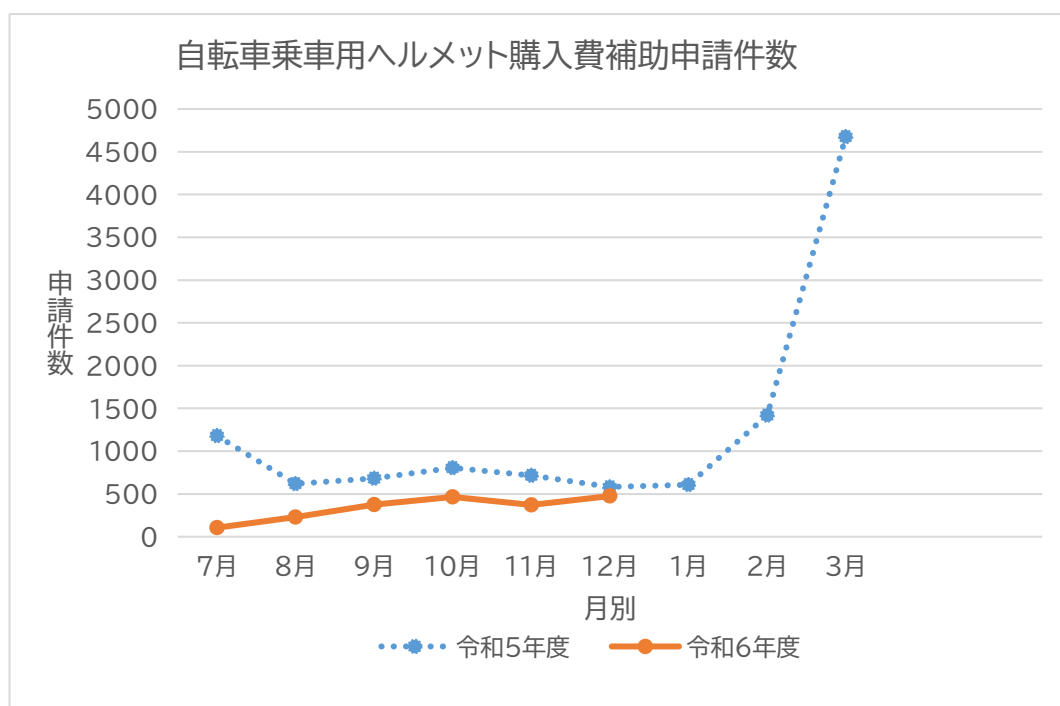
補助金の内容及実績は、下表のとおりです。

・内容

	令和6年度	令和5年度
補助金額	ヘルメット1個当たり2,000円（定額）	
交付件数	7,455件（予定） （12月末日現在 申請2,021件）	10,494件
申請受付期間	令和6年7月19日～令和7年2月7日	令和5年7月1日～ 令和6年3月31日
対象者	市川市に居住している者	
対象ヘルメット	・安全基準に係るマークが付された自転車乗車用ヘルメット ・1個当たりの購入金額が2,000円以上で新品のもの	
対象購入期間	令和6年4月1日～令和7年1月31日	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日
申請方法	窓口申請（交通計画課／臨時窓口） 若しくは オンライン申請	
千葉県補助金	あり（予算額7,455千円） ・補助率及び上限額 補助事業に要した経費の2分の1以内 ヘルメット1個あたり1,000円 497,000人（R6.3.1現在の本市常住人口） $\times 1.5\% \times 1,000円 = 7,455,000円$	なし

・申請実績

	申請件数	
	令和6年度（12月末時点）	令和5年度
7月	105件	1,178件
8月	229件	619件
9月	375件	682件
10月	466件	805件
11月	371件	714件
12月	475件	582件
1月	—	607件
2月	—	1,418件
3月	—	4,676件
合 計	2,021件	11,281件
うち交付件数	1,528件	10,494件



○本市における着用状況

警察庁が全都道府県で自転車利用者のヘルメット着用率を調査した結果、令和5年7月の調査では全国で13.5%、千葉県は6.4%でした。

令和6年7月の調査では、全国で17.0%、千葉県は6.5%という結果で、全国における着用数の増加と比較し、千葉県の増加数は少ない結果でした。

また、令和6年10月に警察庁の調査と同条件の箇所では本市における状況調査を実施した結果、本市における着用率は5.9%であり、千葉県よりも着用率が低い結果となりました。

なお、駅周辺では着用率が低く、商業施設周辺では若干ですが着用率が高くなる傾向が見られました。

○着用率が低い要因

令和5年9月に千葉県警察が行ったインターネットアンケート並びに令和6年5月及び12月に本市が実施した「市川市eモニターアンケート」において「ヘルメットを被らない理由」との問いに対して、「持っていない」「持ち運びが面倒」「保管場所がない」が多かったほか、「値段が高い」「被らなくても安全である」「駐輪中の盗難が心配」などの回答がありました。

このことから、ヘルメットを収納する場所が無いことや自転車乗車時の安全意識が低いことが、着用率が上昇しない大きな要因であると推測しています。

○今後の対応

着用率向上に向けた今後の対応として、自転車乗車用ヘルメット購入費の補助金事業を継続していくとともに、ヘルメットをかぶらない大きな要因と考えられる「保管場所」の課題について、自転車にヘルメットを固定するワイヤーロックの活用もあわせて周知していく予定です。

また、小学生や中学生を対象とした自転車交通安全教室において、自転車乗車中の事故におけるヘルメット着用時と非着用時の違いを説明することにより、ヘルメット着用の重要性を認識してもらうよう引き続き努めていくとともに、警察庁の調査において、着用率が高かった都道府県や令和5年から6年にかけて着用率の上昇が大きかった都道府県の取り組みを調査し、本市で取り組めることがないか引き続き研究していきたいと考えております。

(参考資料) 令和6年度 市川市自転車乗車用ヘルメット着用率調査表

実施日	実施時間	実施場所（駐輪場周辺）	着用状況		
			通行者数	着用者数	着用率
10月10日 （木）	7：30～8：30	J R本八幡駅：本八幡キャピタルタワー前 （近隣駐輪場：八幡第1 駐輪場、八幡第2地下駐輪場）	462	20	4.3%
10月10日 （木）		東京メトロ行徳駅：行徳駅前公園前 （近隣駐輪場：行徳第2 駐輪場）	100	2	2.0%
10月16日 （水）		J R市川駅：アイアイロード （近隣駐輪場：市川第4 駐輪場、市川地下駐輪場）	431	12	2.8%
10月17日 （木）		東京メトロ南行徳駅：南行徳駅前通り （近隣駐輪場：南行徳第5 駐輪場、南行徳第3 駐輪場）	208	22	10.6%
実施日	実施時間	実施場所（商業施設周辺）	着用状況		
			通行者数	着用者数	着用率
10月10日 （木）	15：00～16：00	鬼高1 丁目ショッピングモール周辺 ニッケコルトンプラザ通り	358	35	9.8%
10月15日 （火）		妙典5丁目ショッピングセンター周辺 妙典中央通り	52	4	7.7%
			1,611	95	5.9%

○実施日

令和6年10月10日(木)~17日(木)の期間に実施。

○調査方法

2名1組となり、自転車運転者とヘルメット着用者をそれぞれカウンターで数を数えた。
自転車を押して歩いている者もカウントした。
ヘルメットを被らず籠などに入れている者はカウントしていない。

令和6年度 交通安全啓発活動について（令和6年12月末現在）

○街頭啓発

実施内容

- ・千葉県では、千葉県交通安全県民運動基本方針において毎月15日を「自転車安全の日」と定めていることから
下記団体と合同で、啓発物資を配布しながら自転車の交通ルールやマナーについて周知を行った。
- ・朝の通勤通学時間帯の街頭啓発において、警察署に依頼して、逆走等の悪質運転者に対する取締りを実施した。
- ・千葉県警及び警視庁が実施した「二輪車ストップ作戦」に参加し、市川橋の通行者に対してヘルメット着用の周知を行った。
- ・千葉県が実施した「ヘルメット着用率向上に向けた街頭啓発キャンペーン」に参加し、駐輪場利用者及び付近
の通行者に対してヘルメット着用の周知を行った。

参加機関・団体

市川・行徳警察署、市川・行徳交通安全協会、市川・行徳地域交通安全活動推進委員会、
千葉県自転車・軽自動車商協同組合市川支部等

実施日時		実施場所	備考
4月 8日	11:00	JR市川駅南口周辺	春の全国交通安全運動出動式
4月 10日	14:30	市川市立八幡小学校周辺(商美会通り)	春の全国交通安全運動
4月 10日	15:00	東京メトロ妙典駅周辺	春の全国交通安全運動
4月 12日	16:30	東京メトロ南行徳駅周辺	春の全国交通安全運動(飲酒運転撲滅)
4月 22日	7:30	京成八幡駅前踏切(商美会通り)	自転車マナー向上(逆走取締り等)
4月 23日	7:30	京成八幡駅前踏切(商美会通り)	自転車マナー向上(逆走取締り等)
5月 15日	7:30	京成八幡駅前踏切(商美会通り)	自転車マナー向上(逆走取締り等)
5月 16日	14:00	市川市立富貴島小学校前八方橋交差点	
6月 10日	11:00	東京メトロ南行徳駅周辺	
6月 14日	14:30	市川市立富貴島小学校前八方橋交差点	
7月 11日	11:00	東京メトロ妙典駅周辺	夏の交通安全運動
7月 12日	14:30	市川市立八幡小学校周辺(商美会通り)	夏の交通安全運動
7月 30日	16:00	国道14号市川橋東詰(千葉側)	二輪車ストップ作戦(千葉県警・警視庁合同)
9月 13日	16:15	東京メトロ南行徳駅周辺	飲酒運転撲滅
9月 20日	11:00	JR市川塩浜駅・東京メトロ南行徳駅周辺	秋の全国交通安全運動出動式
9月 24日	14:30	市川市立八幡小学校周辺(商美会通り)	秋の全国交通安全運動
10月 17日	14:30	市川市立八幡小学校周辺(商美会通り)	
11月 1日	14:30	市川市立八幡小学校周辺(商美会通り)	11月1日道路交通法改正に伴う周知及びヘルメット着用キャンペーン
11月 11日	14:30	東京メトロ南行徳駅周辺	
11月 25日	14:30	市川市立八幡小学校周辺(商美会通り)	
12月 11日	7:30	八幡第1・第3駐輪場付近	千葉県くらし安全推進課 「自転車乗車用ヘルメット着用率向上に向けた街頭啓発キャンペーン」
12月 11日	11:00	東京メトロ行徳駅周辺	冬の交通安全運動
12月 17日	14:30	市川市役所第1庁舎前	冬の交通安全運動
12月 24日	7:30	行徳第1・第2駐輪場付近	千葉県くらし安全推進課 「自転車乗車用ヘルメット着用率向上に向けた街頭啓発キャンペーン」

令和6年度 交通安全啓発活動について（令和6年12月末現在）

○交通公園における啓発

実施内容

交通計画課の交通安全指導員が交通公園の利用者に対して、啓発物資を配布しながら自転車の交通ルールやマナーについて周知を行った。

実施日		実施場所
4月	15日	東菅野児童交通公園
	17日	南沖児童交通公園
	25日	南沖児童交通公園
5月	2日	南沖児童交通公園
	9日	南沖児童交通公園
	15日	東菅野児童交通公園
	22日	東菅野児童交通公園
		南沖児童交通公園
	29日	南沖児童交通公園
	30日	東菅野児童交通公園
6月	6日	東菅野児童交通公園
	19日	東菅野児童交通公園
	20日	南沖児童交通公園
	26日	南沖児童交通公園
7月	4日	東菅野児童交通公園
	9日	南沖児童交通公園
	10日	東菅野児童交通公園
	17日	東菅野児童交通公園
	19日	東菅野児童交通公園
8月	1日	東菅野児童交通公園
		南沖児童交通公園
	22日	東菅野児童交通公園
	22日	南沖児童交通公園

実施日		実施場所
9月	3日	東菅野児童交通公園
		南沖児童交通公園
	12日	東菅野児童交通公園
		南沖児童交通公園
	13日	東菅野児童交通公園
10月	17日	東菅野児童交通公園
	1日	南沖児童交通公園
	10日	南沖児童交通公園
	11日	東菅野児童交通公園
	17日	南沖児童交通公園
	18日	南沖児童交通公園
	22日	東菅野児童交通公園
		南沖児童交通公園
	23日	東菅野児童交通公園
11月	14日	東菅野児童交通公園
	20日	南沖児童交通公園
	21日	南沖児童交通公園
	27日	南沖児童交通公園
12月	4日	東菅野児童交通公園
	11日	東菅野児童交通公園
	25日	東菅野児童交通公園
		南沖児童交通公園
	26日	南沖児童交通公園

第 12 次市川市交通安全計画の策定スケジュール（案）

○第 12 次市川市交通安全計画策定について

「交通安全対策基本法」では、国は「交通安全基本計画」、都道府県は「都道府県交通安全計画」を定めることを義務化（法第 22 条 1 項、法第 25 条第 1 項）するとともに、市町村は、「都道府県交通安全計画」に基づき「市町村交通安全計画」を作成することができるとしている。（法第 26 条 1 項）

市川市では、昭和 46 年度に第 1 次計画を策定し、国が定める交通安全計画に基づき 5 年ごとに計画を改定している。

現在実施している第 11 次計画は、令和 7 年度で期間が終了することから、今後、令和 8 年度から 12 年度までを計画期間とする第 12 次計画を策定していく。

○第 12 次市川市交通安全計画策定のスケジュール（案）

期間		実施内容
令和 6 年度中		・ 第 11 次市川市交通安全計画 施策実施状況一覧、交通事故状況資料の更新（令和 3 年度～令和 5 年度分）
令和 7 年度	令和 7 年 4 月 ～令和 8 年 2 月	・ 令和 6 年度施策実施状況一覧、交通事故状況更新 ・ e モニター制度アンケート ・ 内容の見直し、作成
	令和 8 年 3 月	・ 国及び県が交通安全基本計画を策定
令和 8 年度	令和 8 年 4～9 月	・ 国、県の計画に基づき「第 12 次市川市交通安全計画（素案）」作成 ・ 「第 11 次交通安全計画」の検証 庁内関係各課との調整（意見照会） ・ 令和 7 年度施策実施状況一覧、交通事故状況更新
	令和 8 年 10 月	・ 交通対策審議会 諮問
	令和 8 年 11～12 月	・ 「第 12 次市川市交通安全計画（素案）」パブリックコメント実施
	令和 9 年 1 月	・ 「第 12 次市川市交通安全計画」パブリックコメント意見反映 ・ 交通対策審議会 答申

○各課依頼資料

- ・ 第 11 次市川市交通安全計画 施策実施状況一覧

※事故状況は、県警が HP に掲載する「交通事故統計資料集」を参照。（毎年 7 月頃公表）

○第 12 次市川市交通安全計画の策定にあたり関係する部署

危機管理室（危機管理課）、市民部（総合市民相談課、NPO・市民活動支援課）、こども部（子育て給付課）、保健部（保健センター疾病予防課）、道路交通部（交通計画課、道路管理課、道路建設課、道路安全課）、街づくり部（街づくり整備課）、消防局（警防課、救急課）、学校教育部（保健体育課）